

## 令和4年度 政府が講じた死因究明等に関する施策

(令和5年版死因究明等推進白書の概要)

厚生労働省 医政局 医事課 死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 令和5年版「死因究明等推進白書」の全体像

「死因究明等推進白書」は、死因究明等推進基本法に基づき、国会に報告を行う法定白書であり、令和4年に初めて作成し、今回は2回目の作成となるもの(閣議決定及び国会報告)。

≪参考≫ 死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号) (年次報告)

第9条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

### 白書の構成

- 第1章 死因究明等に係る人材の育成等
- 第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点 の整備
- 第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的 な整備
- 第4章 警察等における死因究明等の実施体制の 充実
- 第5章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- 第6章 死因究明のための死体の科学調査の活用
- 第7章 身元確認のための死体の科学調査の充実 及び身元確認に係るデータベースの整備

第8章 死因究明により得られた情報の活用及び 遺族等に対する説明の促進

第9章 情報の適切な管理

- 死因究明等推進基本法では、死因究明の推進は、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとするとされている。
- この点、死因究明の方法として最も有効とされている解剖については、事件性等の観点から行われる司法解剖や調査法解剖のほか、感染症疑いの死体について、死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合など、公衆衛生等の観点から行われる監察医解剖や承諾解剖等(以下「その他の解剖」という。)もある。

## 警察等の捜査・調査

司 法 解 剖:犯罪死体又は犯罪の疑いがある死体を対象に刑事訴訟法の規定に基づき行われる解 剖。

調査法解剖:被害の拡大・再発防止措置を講ずる必要があるかどうかを判断する上で、解剖を実施することが特に必要な死体を対象に死因・身元調査法※の規定に基づき行われる

施することが特に必要な死体を対象に死因・身元調査法\*の規定に基づき行われる

解剖。

※警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

## 公衆衛生の向上

監察医解剖:死体解剖保存法の規定に基づき、伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある 死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため、監察 医により行われる解剖。

承 諾 解 剖:そのほか、死因が不明な死体等について、遺族の承諾を得て、医師等により行われる解剖。

な

解

剖

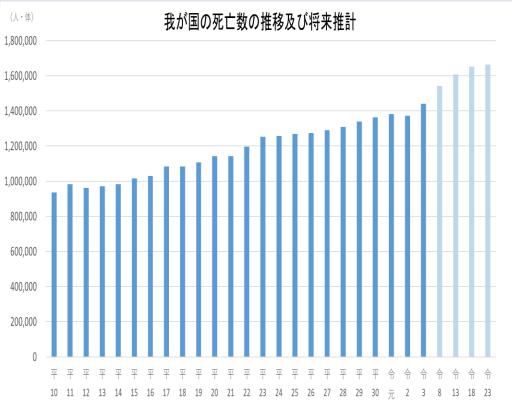
の

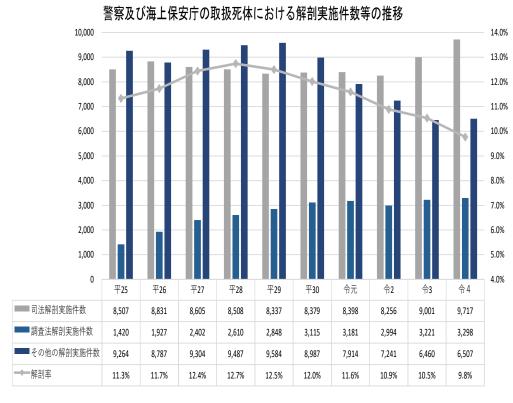
種

類

## 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制①

- 我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和3年は143万9,856人にまで達している。
- 今後も死亡数の増加は続き、令和23年には166万4千人にまで増加すると推計されている。
- 警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令和4年までの間の解剖率をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和4年の9.8%まで徐々に減少している。





## 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制②

- 令和4年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、28県において1件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。
- さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数は、15県において1名のみであり、人的体制の脆弱性が見受けられる。

都道府県	その他の解剖実績	常勤の法医数 (※)	都道府県	その他の解剖実績	常勤の法医数	都道府県	その他の解剖実績	常勤の法医数	都道府県	その他の解剖実績	常勤の法医数
北海道	有	5	東京都	有	32	滋賀県	無	3	香川県	無	2
青森県	無	1	神奈川県	有	10	京都府	有	5	愛媛県	無	2
岩手県	無	1	新潟県	有	2	大阪府	有	10	高知県	無	1
宮城県	無	3	富山県	無	3	兵庫県	有	6	福岡県	無	5
秋田県	有	1	石川県	無	2	奈良県	有	1	佐賀県	有	1
山形県	無	2	福井県	無	1	和歌山県	無	2	長崎県	有	2
福島県	無	1	山梨県	無	2	鳥取県	無	2	熊本県	無	2
茨城県	有	1	長野県	無	1	島根県	有	2	大分県	無	1
栃木県	無	3	岐阜県	無	1	岡山県	有	2	宮崎県	無	2
群馬県	無	4	静岡県	有	3	広島県	無	1	鹿児島県	無	1
埼玉県	有	4	愛知県	無	7	山口県	有	2	沖縄県	有	2
千葉県	有	8	三重県	無	2	徳島県	無	1	_	_	_

<sup>※</sup> ここにおいて法医数とは、法医学の教授及び准教授の医師、死体解剖資格を取得し、かつ法医学を専門としている医師その他監察医のうち厚生労働省で把握している人員数をいう。

- 死因究明等に係る人材の育成等① -
- コロナ禍で集合形式の研修の実施が困難な中、検案する医師の検案能力の向上を目的とした「死体検案講習会」・ 死亡時画像診断を行う医師等の読影能力等の向上を目的とした「死亡時画像読影技術等向上研修」を、Webサイト でのオンデマンド形式により実施し、その利便性を活かして修了者数を大幅に増加

### 【死体検案講習会】

〇 検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、検案能力の向上 を目的として講習会を開催し、検案体制の強化を図る。



### 座学

- 死体解剖保存法等の法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

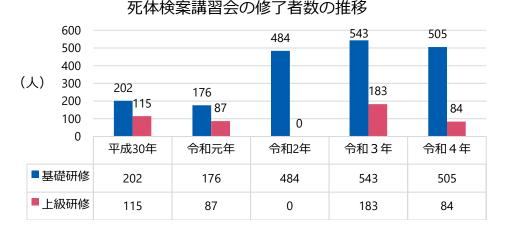


### 実習

監察医務院や各大学法医学 教室等において現場実習

### 〇令和2年度以降

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の 講義を導入
- ・ 受講者の募集人員を増加
- ○令和3年度以降 毎年度、受講者の募集人員を 増加



令和4年度は修了者は589人(前年度比137人減)

### 【死亡時画像読影技術等向上研修】

○ CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。





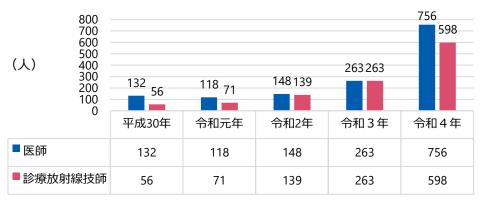
### 〇令和2年度以降

新型コロナウイルス感染症対 策のため、オンデマンド形式の 講義を導入

### 〇令和3年度以降

毎年度、受講者の募集人員を 増加

### 死亡時画像読影技術等向上研修の修了者数の推移



令和4年度は修了者は1,354人(前年度比828人増)

- 一死因究明等に係る人材の育成等② -
- 警察及び海上保安庁において、死体取扱業務に関する多様な研修機会を設け、人材育成を推進
- 都道府県医師会や都道府県歯科医師会と都道府県警察等による合同研修会等を開催し、連携を強化



死体取扱業務に従事する警察官に対する研修

- ・警察大学校等において、<mark>検視官や検</mark> 視官補助者を対象とした研修を実施
- ・都道府県警察学校等において、一般 の警察官等を対象とした研修を実施
- ・全国会議を開催し、事例発表や意見 交換を行うなどして、好事例、効果 的な取組等に関する情報の共有



警察からDNA型鑑定資料の採取に関する講義を受ける鑑識官の様子

- ・16大学の法医学教室に海上保安官を研修生等として派遣して研修を実施
- ・海上保安学校等において、<u>鑑識・死</u> 体取扱業務に係る研修・検定を実施
- ・管区海上保安本部に法<mark>医学者等を招</mark> 致して講義を受講



地域の歯科医師会と警察の合同訓練

- ・29都府県警察において、都道府県医師会と の合同研修会等を開催
- ・36都府県警察において、都道府県歯科医師会との合同研修会等を開催
- ・4 管区海上保安本部において、都道府県医師会との合同研修会等を開催
- ・7管区海上保安本部において、都道府県歯 科医師会との合同研修会等を開催

一死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備 -

• 基礎研究医養成活性化プログラムにより、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築まで を見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援

### 1. 平成29年度開始事業に選定された各大学の取組

大学 ※( )内は連携大学	事業名称	養成人材像 ※( )内は受入人数	キャリアパスに関する主な計画
筑波大学 (自治医科大学,獨協医科大学)	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理学·法医学 (15人)	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 (群馬大学,山梨大学)	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理学·法医学 (13人)	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 (福島県立医科大学,順天堂大学)	福島関東病理法医連携プログラム「つなぐ」	病理学 (13人)	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 (名古屋市立大学,岐阜大学,三重大 学,浜松医科大学,愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学·法医学 (50人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学 (琉球大学,北里大学,龍谷大学)	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学 (3人)	・法医学関連領域のポスト等を確保

### 2. 令和3年度開始事業に選定された各大学の取組

大学 ※( )内は連携大学	事業名称	養成人材 ※受入は令和4年度から開始	キャリアパスに関する主な計画
金沢大学	医歯工法連携による次代の法医学者	大学院生、医師、歯科医師、看護師、警察職	・特任助教ポストを2席確保するとともに、海外研究員ポストの確保に努める
(秋田大学,金沢医科大学)	および地域関連人材の養成	員、児童相談所職員、法学研究者	・児童相談所等の地域法医ポストを2席確保
滋賀医科大学	地域で活躍するForensic	大学院生、医師、歯科医師	・連携校間での助教ポストを有効活用
(京都府立医科大学,大阪医科薬科大学)	Generalist,Specialistの育成		・拠点校において特任教員を複数確保

- 一死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備① -
- 各地域における死因究明等の取組を推進するため、死因究明等推進基本法において、地方公共団体は死因究明等推進地方協議会(以下「地方協議会」という。)を設けるよう努めるものとするとされたところ。
- 厚生労働省においては、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。
- 令和4年度末までに、それまで地方協議会が設置されていなかった4県においても、新たに地方協議会が設置・開催され、全ての都道府県において地方協議会が設置された。

## 地方協議会運営マニュアルのポイント

- ○地方協議会を設置するための具体の手順を4ステップで紹介
- ○議論の活性化に資するよう、具体の取組事例を紹介
  - 東京都、滋賀県、大阪府、香川県、鹿児島県
- ○先行自治体の参考にもなるよう、中長期的に取り組むべき課題についても紹介
  - ・死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
  - ・解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
  - ・法医学等の人材の育成・確保
- ○地方版「死因究明等推進計画」策定の具体例を紹介(高知県)
- ○そのほか参考となる取組事例を紹介
  - ・茨城県筑波剖検センター、東京都、大阪府、高知県、福岡大学

- ー 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備② -
- 公衆衛生の向上を目的とした死因究明の体制については、検査や解剖を行う体制が確立されていない地域があるな ど死因究明を行うための体制整備に課題がみられる。
- こうした状況を踏まえ、死因究明等推進計画において、各地域において必要な死因究明が円滑に実施される体制が 構築されるよう、国として必要な支援を行うこととしたところ。
- 令和5年度予算においても、死因究明拠点整備モデル事業を計上(検案・解剖拠点モデル事業分は48百万円のうち 38百万円)。
- 令和4年度は、3府県で検案・解剖拠点モデル事業を実施

### 死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)

### 【体制整備の課題】

- 死体の搬送手段の確保
- ・ 検査や解剖を実施する医療機関の確保 等

検案現場へ検案医の 派遣を調整



- ○死因究明に必要な連携・協力体制を構築するため 都道府県等に「死因究明拠点」をモデル的に整備。
- ○モデル事業で得られた成果を全国に横展開。

対応可能な医療機関を調整



### 【検案医】

- ・ 死体を検案
- ・検査や解剖の要否を判断



# 【遺体搬送業者】 ・死体の搬送

医療機関・法医学教室

# 【医療機関】 •死亡時画像診断等

# 教室を調整

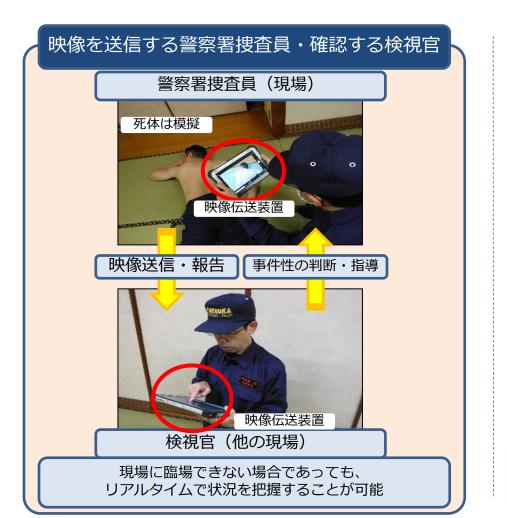
対応可能な法医学

## 【法医学教室】

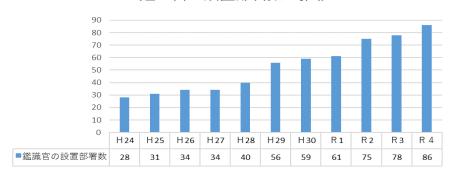


- •解剖
- 薬毒物検査等

- ー警察等における死因究明等の実施体制の充実 -
- 警察において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、現場の映像等をリアルタイムで 検視官に送信する映像伝送装置の整備・活用を推進
- 海上保安庁において、鑑識官の整備を推進するとともに死体取扱業務に必要な資機材等を整備



### 鑑識官の設置部署数の推移







検視室

遺体保存用冷蔵庫

- ・海上保安部署8部署に鑑識官を増員配置
- ・2部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備

- 一死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 -
- 異状死死因究明支援事業により、解剖、死亡時画像診断等に係る費用を支援
- 死亡時画像診断システム等整備事業により、施設・設備の整備に要する費用を支援

## 異状死死因究明支援事業

### 目 的

○ 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解 剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際 の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

### 事業内容

○補助先: 都道府県その他厚生労働大臣が認める者

○補助率:1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施

※「警察等が取り扱う死体の死因 又は身元の調査等に関する法律」 に基づき実施するものを除く。

- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費 (旅費、謝金、会議費等)の財政的支援

### 本事業の補助金を活用した都道府県数の推移



## 死亡時画像診断システム等整備事業

### 目的

○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県 等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

### 事業内容

〇補助先:都道府県等 〇補助率:1/2

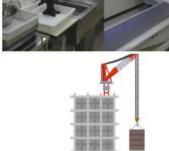
### ①施設整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、

CT室、MRI室)の支援

### ②設備整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断 の実施に必要な設備購入費(解剖台、薬物検査機 器、CT、MRI等)の支援



acarararar

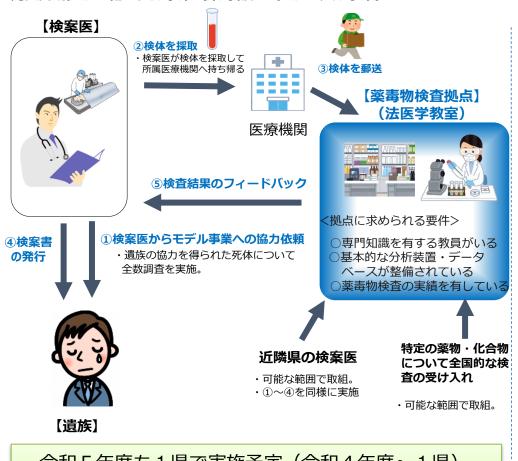
### 【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都道府県数	1	3	2	1	6

※令和4年度は交付決定した都道府県数

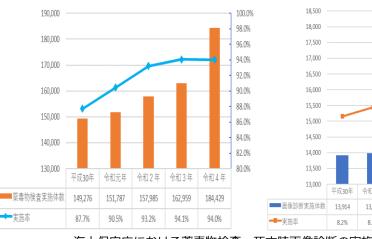
- 一死因究明のための死体の科学調査の活用 -
- 薬毒物検査拠点モデル事業の経費を、令和5年度予算でも計上(薬毒物検査拠点モデル事業分は48百万円のうち10百万円)
- 警察及び海上保安庁において必要な検査を確実に実施

### 死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)

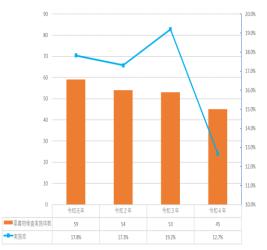


- ・令和5年度も1県で実施予定(令和4年度~1県)
- ・モデル都道府県に薬毒物検査拠点を設置

### 警察における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



海上保安庁における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移

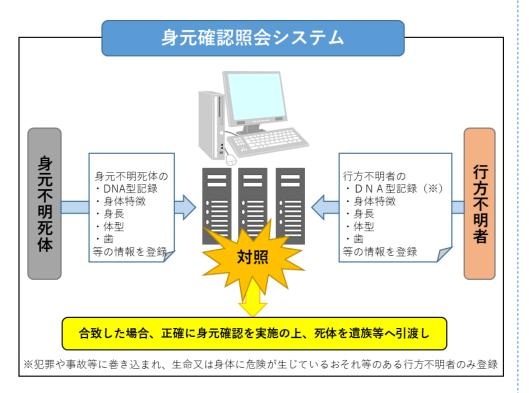




※平成30年の数値未把握

令和4年

- 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進 -
- 警察において、「身元確認照会システム」を適 正かつ効果的に運用



### 警察における身元不明死体票作成数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
身元不明死体票作成数	802	651	661	518	510

### 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年				
身元確認件数	267	175	205	191	155				

- 厚生労働省(※)において、予防可能なこども の死亡を減らすことを目的として、予防のため のこどもの死亡検証(CDR)モデル事業を推 CDR: Child Death Review
  - (※) 令和5年4月1日以降はこども家庭庁

### 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

【令和2年度創設】

こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、死に至る直接の 経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因に関する調査を行うことにより、効果的な予防策を導き出す予防のた めのこどもの死亡検証(CDR)の実施体制の整備を一部の都道府県で試行的に実施し、その結果を国へフィード バックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。



### 【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、予防策を導き出し、都道府県へ提言を行う。

### 実施主体·補助率等

◆ 実施主体 :都道府県 ◆補助率 : 国10/10

◆ 実施自治体数(変更交付決定ベース) 令和4年度:8自治体(群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府 香川県、北海道、福島県)

CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要である ことから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、取組等を紹介するシン ポジウムを開催するとともに、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画を掲 載した特設サイトを開設。